

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 31(オ)223	原審裁判所名	仙台高等裁判所
事件名	約束手形金請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 32 年 12 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 30 年 12 月 8 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 11 卷 13 号 2299 頁		

判示事項	他に連帯保証人がある旨の債務者の言を誤信して連帯保証をした場合は要素の錯誤か
裁判要旨	他に連帯保証人がある旨の債務者の言を誤信した結果、連帯保証をした場合は、縁由の錯誤であつて、当然には要素の錯誤ではない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人弁護士大井善蔵の上告理由について。 しかし、保証契約は、保証人と債権者との間に成立する契約であつて、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約をなす単なる縁由にすぎず、当然にはその保証契約の内容となるものではない。されば、原判決説示のごとく被控訴人（上告人）において訴外人も連帯保証人となるのが特に本件保証契約の内容とした旨の主張、立証のない本件においては、原判決の判断は正当であつて、引用の判例は本件に適切でないから、論旨は採ることができない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 齋藤悠輔 裁判官 入江俊郎 裁判官 下飯坂潤夫)

※参考：判例タイムズ 78 号 53 頁、金融法務事情 166 号 7 頁、ジュリスト 148 号 78 頁